

日銀シス第73号  
2019年8月2日

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の一部改正  
に関する件

日本銀行では、振替社債等の担保差入の申出に関する事務を、口座管理機関<sup>(注1)</sup>  
が、担保差入金融機関等<sup>(注2)</sup>の依頼に基づき、日本銀行金融ネットワークシステム  
により行うことを可能とすること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、  
2019年8月26日から実施することとしましたので通知します。

(注1) 社債等に関する業務規程に定める直接口座管理機関をいいます。

(注2) 日本銀行との間で「担保に関する基本約定」を結んだ金融機関等をいいます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

- 第1編 II. 1. (11) を横線のとおり改める。

(11) 担保関係事務

担保差入先、国債決済代行先、担保差入代行先または株式会社証券保管振替機構による日銀ネットを利用した担保受払または担保差入およびこれらに関する照会。

- 第1編 II. 2. (1) (表1) を横線のとおり改める。

(表1) 利用業務と利用先の関係

利用業務	利 用 先	
当座勘定取引	利用業務そのものが店舗毎に行われるため、右の各欄に掲げる当該業務について日銀ネットを利用する店舗が利用先となります <sup>(注1)</sup> 。	略（不変）
∫		
平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務		
担保関係事務	他の利用先から当該業務について <input type="checkbox"/> の入力等を行うことはできません <sup>(注2)</sup> 。	日本銀行にオンライン担保差入先 <u>またはもしくは</u> 国債決済代行先として届出た店舗 <u>または担保差入代行先</u> が利用先となります。
現金受払関係事務 (戸田分館)		略（不変）
外国為替円決済制度関係事務	略（不変）	
∫		
国債資金同時受渡関係事務		

- 第1編 II. 2. (2) (表2) を横線のとおり改める。

(表2) 日銀ネットに関する日本銀行本支店の管轄事務一覧

管 轄 事 務		日 本 銀 行 本 支 店	日本銀行本支店の担当部署	
共通運営事務		略(不変)		
各 利 用	当座勘定取引に関する連絡、指示、入力延長の許可等	略(不変)		
	∫			
	平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等			
業 務 に 関 す る	担保関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等	担保差入先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等	略(不変)	
	担保関係事務に関する連絡、指示、入力延長の許可等	国債決済代行先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等		略(不変)
		担保差入代行先の入力等に関する連絡、指示、入力延長の許可等		担保差入代行先の担保取引店
運 営 事 務	国債発行関係事務に関する連絡、指示等	略(不変)		
	∫			
	国債資金同時受渡関係事務に関する連絡、指示等			
センター運営事務		略(不変)		
セキュリティ関係事務に関する警告メッセージが表示された場合の問合せ		略(不変)		

○ 第1編IV.(備考)権限範囲一覧を横線のとおり改める。

## 権限範囲一覧

	権限範囲名称	コード (業務処理中区分)
システム運営	略（不変）	
与信		
∫		
担保受払等	[担保差入・返戻依頼] 担保差入（振込国債） 担保差入（振込国債）（国債決済代行先用） 担保差入（振替社債等） <u>担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）</u> 担保差入（邦貨手形） 担保差入（証書貸付債権） 担保返戻依頼（振込国債） 担保返戻依頼（振込国債）（国債決済代行先用） 担保返戻依頼（振替社債等）	5 4 1 1
担保受払等	[担保振替社債等・振替処理結果] 担保受入（振替社債等）完了 担保受入（振替社債等）取消 担保返戻（振替社債等）結果	5 4 2 1
担保受払等	[照会データファイル取得] 担保残高等 担保受払明細 担保種別担保価額合計額 担保受払明細（国債決済代行者）	5 4 4 2

	権限範囲名称	コード (業務処理中区分)
国債発行	略 (不変)	
∫		
国債DVP		

(注1) }  
 ∫ } 略 (不変)  
 (注7) }

(備考) 略 (不変)

- 第1編IV. (備考) EX一方通知電文一覧を横線のとおり改める。

### EX一方通知電文一覧

利用	出力帳票		出力先
	名称	コード (注1)	
業務共通	略 (不変)		
∫			
与信			

担保受払等	担保差入済通知	5411-00200	担保出力指定店舗
		5411-00500	担保差入先または担保出力指定店舗
		5411-02000	担保出力指定店舗
		5421-00400	担保差入先または担保出力指定店舗
		<u>5421-02100</u>	<u>担保差入代行先</u>
	担保返戻済通知	略（不変）	
	∫		
振替申請			
担保差入受付通知[取消]	5421-00800	<u>担保差入先および担保差入代行先</u>	
国債発行	略（不変）		
∫			
国債DVP			

(注1) 略（不変）

(注2) 略（不変）

○ 第1編V. 3. (2) の表を横線のとおり改める。

利用業務等	日本銀行本支店
当座勘定取引	} 略（不変）
∫	
入札型電子貸付関係事務	
担保関係事務	担保取引店または国債決済代行先 <u>もしくは担保差入代行先</u> の担保取引店（本店の場合は業務局統括課業務運行統括グループ。支店の場合は業務課。）
外国為替円決済制度関係事務 <sup>(注3)</sup>	} 略（不変）
∫	
株式会社証券保管振替機構による振替社債等資金同時受渡関係事務	

(注1) }  
 ∫ } 略（不変）  
 (注4) }

[日銀当座勘定取引店：Ⅱ． 2．（2）参照]

[貸付店：利用細則（相対型電子貸付関係事務）第1編1．参照]

[貸付店：利用細則（入札型電子貸付関係事務）第1編1．参照]

[担保取引店：利用細則（担保関係事務）第1編Ⅰ． 1．参照]

[国債決済代行先：利用細則（担保関係事務）第1編Ⅰ． 2．参照]

[担保差入代行先：利用細則（担保関係事務）第1編Ⅰ． 2．参照]

○ 第1編Ⅵ． 4．（注）を横線のとおり改める。

（注）現金受払関係事務（戸田分館）のうち「入金・払戻請求（戸田分館）」（業務処理区分コード211401）、「入金・払戻請求（戸田分館）（取消・訂正）（画面呼出）」（業務処理区分コード221101）および「入金・払戻請求（戸田分館）（取消・訂正）」（業務処理区分コード221102）ならびに担保関係事務のうち「担保差入（振替社債等）」（業務処理区分コード541103）、「担保差入（振替社債等）（口座管理機関用）」（業務処理区分コード541106）および「担保返戻依頼（振替社債等）」（業務処理区分コード541153）については、切替え当日に限り業務規制を実施しますので注意してください。なお、当該業務規制を解除した場合には、センターからその旨を連絡しますので、コンピュータ接続先は必要に応じ業務処理を再開してください。

○ 第5編第1号書式を次のとおり改める（全面改正）。

（第1号書式）

事務連絡部署届

日本銀行（ ）（注1） 御中

金融機関等店舗名（注2）	金融機関等コード（注3）			店舗コード（注3）			日銀ネット利用先	}	いずれかに○印を付す。
							日銀ネット非利用先		
住所：〒							代表電話番号：		

取引事務等	担当部署名（注4）	FAX番号（注4）	電話番号（注4）	変更の有無（注5）	適用年月日（注5）	備考
日銀ネット運行管理関係（注6）						
当座勘定取引事務（※）（注7）		①（注8）				
当座勘定（同時決済口）取引関係事務						
振替社債等資金同時受渡関係事務						
金利スワップ担保国債管理関係事務（注9）						
国債振替決済関係事務（※）（注10）		②（注8）				
国債発行（入札関係）（注11）						
国債発行（払込関係）（注11）						
個人向け国債関係（※）						
外国中央銀行等関係（資金）（注12）						
外国中央銀行等関係（国債）（注12）						
共通担保資金供給オペ						
相対型電子貸付（※）						
手形売出オペ						
CP等買現先オペ						
CP等買入オペ						
社債等買入オペ						
国債売買関係事務（注13）（国債条件付売買・国庫短期証券売買・国債売買）						
国整基金国債買入（注14）						
国債売買関係事務にかかる決済代行先（注15）						
担保関係事務（※）						
担保関係事務にかかる国債決済代行先（※）（注16）						
担保関係事務にかかる担保差入代行口座管理機関（※）（注17）						
障害時・災害時の連絡先（注18）						



- (注1)「日本銀行( )」の箇所には、日銀ネット主管店名を記入する。ただし、日銀ネットの利用先でない取引先にあつては、勘定店名、個人向け国債取扱店名または取引主要店(金融機関等の本店等を業務区域内に有する日本銀行本支店(外国銀行および外国法人である金融商品取引業者にあつては、日本銀行本店)をいう。ただし、別に定めた場合にはそれによる。以下同じ。)名を記入する。
- (注2)「金融機関等店舗名」欄には、日銀ネットの利用金融機関等でない国債振替決済制度の参加者または単独間接参加者取扱機関にあつては、金融機関等名を記入する。
- (注3)「金融機関等コード」欄および「店舗コード」欄には、「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧」により自店のコード番号(金融機関等コード4桁および店舗コード3桁)を記入する。ただし、日銀ネットの利用金融機関等でない国債振替決済制度の参加者または単独間接参加者取扱機関にあつては、金融機関等コード4桁のみを記入する。
- (注4)「担当部署名」欄、「FAX番号」欄および「電話番号」欄は、「日本銀行( )」に記載の店舗と取引を行っている事務についてすべて記入する。なお、日銀ネットの利用先でない取引先にあつては、「取引事務等」列中(※)を付した事務についてのみ同様に記入する。
- (注5) 届出内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに変更内容を含むすべての必要事項を記入し、日銀ネット主管店、勘定店、個人向け国債取扱店または取引主要店に提出すること。この場合、届出内容に変更が生じた取引事務等について、「変更の有無」欄に○印を記入のうえ、「適用年月日」欄に当該変更の適用日を記入する。
- (注6)「日銀ネット運行管理関係」行には、日銀ネットの運行および関連物品(端末認証装置、端末装置、CEルータ等)の管理を統括し、日銀ネット障害時に日本銀行からの問合せの窓口となる部署に関する事項を記入する。
- (注7)「当座勘定取引事務」行は、当座勘定取引先または準備預り金取引先が記入する。この場合において、残高管理部署が当座勘定取引事務を行っている部署と異なる場合には、残高管理部署名を「担当部署名」欄に括弧書きで記入する。また、同時担保受払関係事務を行っている部署が当座勘定取引事務を行っている部署と異なる場合には、同時担保受払関係事務を行っている部署名を「備考」欄に記入する。
- (注8) FAXにより為決臨時延長通知を行う場合および日銀ネット障害時に日本銀行から連絡を行う場合には、①の番号を使用する。ただし、①に記載がない場合には、②の番号を使用する。
- (注9)「金利スワップ担保国債管理関係事務」行は、金利スワップ担保国債管理関係事務についての利用先が記入する。また、帳票出力先および担保受払先(決済代行先を含む。)となっている利用先においてEX一方通知電文を受信する担当部署と担保国債の受払を行う担当部署が異なる場合には、EX一方通知電文を受信する担当部署名、FAX番号および電話番号をそれぞれ「担当部署名」欄、「FAX番号」欄および「電話番号」欄に記入し、担保国債の受払を行う担当部署の担当部署名、FAX番号および電話番号については、「備考」欄に括弧書きで記入する。
- (注10)「国債振替決済関係事務」行は、国債振替決済制度の参加者が記入する。
- (注11)「国債発行(入札関係)」行の「FAX番号」欄および「国債発行(払込関係)」行の「FAX番号」欄には同一の番号を記入する(国債発行(入札関係)の担当部署のFAX番号と国債発行(払込関係)の担当部署のFAX番号とが異なる場合には、国債発行(入札関係)の担当部署のFAX番号を記入する。)
- (注12)「外国中央銀行等関係(資金)」行は、当座勘定取引事務を行っている部署に関する事項を記入し、「外国中央銀行等関係(国債)」行は、国債資金同時受渡関係事務または国債振替決済関係事務を行っている部署に関する事項を記入する。この場合において、当座勘定取引事務を行っている部署が国債資金同時受渡関係事務または国債振替決済関係事務を行っている部署と同一であるときは、「外国中央銀行等関係(国債)」行の「担当部署名」欄に「同上」と記入する。
- (注13)「国債売買関係事務(国債条件付売買・国庫短期証券売買・国債売買)」行は、国債条件付売買、国庫短期証券売買または国債売買(いずれも日本銀行が行うオペレーション)について、売買対象先となっている利用先が記入する。「国債売買関係事務(国債条件付売買・国庫短期証券売買・国債売買)」行中「取引事務等」欄については、約定締結をしている取引事務を○で囲む。また、国債条件付売買、国庫短期証券売買および国債売買に関する事務を行っている部署がそれぞれ異なる場合には、各々につき担当部署名、FAX番号および電話番号を記入すること。
- (注14)「国整基金国債買入」行は、国債整理基金が行う国債の買入の買入対象先となっている利用先が記入する。
- (注15)「国債売買関係事務にかかる決済代行先」行中「担当部署名」欄には、決済代行先である金融機関等名称および当該金融機関等における担当部署名を記入する。
- (注16)「担保関係事務にかかる国債決済代行先」行中「担当部署名」欄には、国債決済代行先である金融機関等店舗名称および当該金融機関等店舗における担当部署名を記入する。
- (注17)「担保関係事務にかかる担保差入代行口座管理機関」行中「担当部署名」欄には、担保差入代行口座管理機関である金融機関等名称および当該金融機関等における担当部署名を記入する。
- (注18)「障害時・災害時の連絡先」行は、日銀ネットへの入力事務等について通常の事務処理拠点ではない拠点で事務を行う際に、日本銀行からのFAX通知等を受信することが可能な主たる連絡先を記入する。

- [参 考] の入力時間帯一覧（主管店が日本銀行本店の場合）（7）を横線  
のとおり改める。

（7）担保関係事務

（日本銀行本店を担保取引店とする利用先）

業務処理区分名	業務処理区分 コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻	締切時刻
担保差入（振込国債）	}	略（不変）	午前 9 : 00	午後 4 : 00
∫				
担保差入（証書貸付債権）				
担保差入（振替社債等）	541103	—	午前 9 : 00	午後 4 : 00
担保差入（振替社債等）（口 座管理機関用）	<u>541106</u>	二		
担保返戻依頼（振替社債 等）	541153	—		
担保余裕状況	}	略（不変）		
∫				
担保受払明細（国債決済代 行者）				

（注 1）略（不変）

（注 2）略（不変）

- [参 考] の入力時間帯一覧（主管店が日本銀行支店の場合）（5）を横線  
のとおり改める。

(5) 担保関係事務

(日本銀行支店を担保取引店とする利用先)

業務処理区分名	業務処理区分 コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻	締切時刻
担保差入 (振込国債)	}	略 (不変)	午前 9 : 00	午後 4 : 00
∫				
担保差入 (証書貸付債権)				
担保差入 (振替社債等)	541103	—	午前 9 : 00	午後 4 : 00
担保差入 (振替社債等) <u>(口座管理機関用)</u>	<u>541106</u>	二		
担保返戻依頼 (振替社債等)	541153	—		
担保余裕状況	}	略 (不変)	午前 9 : 00	午後 4 : 00
∫				
担保受払明細 (国債決済 代行者)				

(注 1) }  
 ∫ 略 (不変)  
 (注 3) }